

産業廃棄物収集運搬業許可証

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字元城下125番地2
株式会社木村工務店
代表取締役 木村成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 7 年 9 月 2 日

許可の有効年月日 令和 12 年 9 月 1 日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	×		鋳さい	×	
廃酸	×		がれき類	○	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	×		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	×	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	×	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

〔備考〕 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
令和 7年 9月 2日 許可

5 積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。